

平成 26 年 1 1 月  
総務省自治行政局住民制度課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の概要

1 制定理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）の規定に基づき、通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定める等所要の規定の整備を行う。

2 概要

（1）通知カード関係

通知カードの様式及び再交付手続その他通知カードに関し必要な事項について規定の整備を行う。

（2）個人番号カード関係

個人番号カードの様式、有効期間及び再交付手続その他個人番号カードに関し必要な事項について規定の整備を行う。

（3）情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供関係

情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供の方法及び送信する事項並びに情報提供等の記録事項その他情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に関し必要な事項について規定の整備を行う。

3 施行日

番号利用法の施行の日から施行する。ただし、（2）については、原則として番号利用法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から、（3）については、番号利用法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から、それぞれ施行する。